

「基本的考え方」（概要案）に対する主な意見への対応方針の概要

項目	意見の内容	対応方針(基本的考え方(案)への反映等)	
検討の手順・基本的考え方	<p>公益性</p> <p>：概ね賛成あるいはより規制強化 ：規制緩和を要望</p> <p>国立・国定公園の指定目的を忘れるべきでない。 公園指定・保護そのものが公益性を有するものであり、風力発電の公益性と比較衡量すべきではない。</p> <p>クリーンエネルギーの普及・温暖化防止のために設置を推進すべき。</p> <p>観光資源として有効であることを考慮すべき。</p>	<p>温暖化防止・自然エネルギーの推進という観点からの風力発電施設の有する意義、並びに国立・国定公園がわが国の自然景観や生物多様性保全上果たす役割につき、それぞれ「基本的考え方」1,2において記述。 自然公園法上の公益性については、当該地以外ではなしえない開発行為の公益性と、当該地を保護する公益性を比較衡量するものであり、風力発電施設についても、まず立地の必然性等を十分に審査する必要がある。現時点では、風力発電施設が地球温暖化対策などの一般的な公益性（観光振興を通じた地域活性化を含む）を有することは認めるものの、国立・国定公園外において立地の可能性や代替手法が期待される状況下においては、一般論として、公園保護の公益性を上回るような特別な公益性が認められるとは判断できないと考えられるため、その旨を「基本的考え方」3(2)において記載。</p>	
	<p>代替手法の検討</p> <p>温暖化対策も風力発電のみに固執すべきでない。風力発電以外の代替手法を検討すべき。</p> <p>エネルギー供給側のみならず省エネルギー等需要側での代替手段の検討が必要。</p>		
	立地の必然性		<p>公園外に代替地の可能性がある状況では公園内での立地の必然性がない。</p>
			<p>風況が良いところでないと発電効率が悪く建てる意味がない。自然公園内に風況の良い地点が多く存在。</p>
			<p>強風域は自然公園内に限られないため、区域外に設置すべき。</p>
	<p>大都市等電力需要の大きい地域に作るべき。</p>		
	その他		<p>自然公園と大型の風力発電施設は相容れないため、設置を認める場合は公園区域の見直しを視野に入れて検討すべき。</p>
環境影響	<p>事前の環境調査・事後モニタリング</p> <p>環境への影響が懸念されるため、設置場所周辺も含め環境調査を行うとともに、設置後のモニタリング等の結果の蓄積が必要。</p>	<p>「基本的考え方」3(4)において、事前の環境影響調査の実施及び設置後の環境モニタリングの実施の必要性について記載。</p>	
	<p>計画段階からのアセスメントが必要。</p>	<p>自然公園法上は、個別の事業に対するアセスメントの観点から審査を実施。</p>	
	<p>環境影響評価に音や低周波の項目を組み込むべき。</p>	<p>「基本的考え方」3(3)において、騒音等に係る影響の可能性について適切な事前の影響調査を行うべき旨を記載。</p>	
	<p>騒音の問題があり慎重に対応すべき。</p>		
	<p>事前調査は1基からでも必要。総てのケースについて実施すべき。</p>	<p>自家発電用にみられる小規模な風力発電施設などであって周囲の風致景観への影響が少ないと認められる場合については必ずしも事前の環境調査を要しない場合が想定される。このため、一律に総ての施設を事前調査の対象とは規定しないが、「基本的考え方」3(3)において、立地や規模に応じて事前調査を求める旨を記載。</p>	
	<p>環境調査については、関連施設も含めたものとするべき。</p>	<p>「基本的考え方」3(3)において、事前調査の実施については、取り付け道路、送電線、変電所等の附属施設についても一体として取り扱う旨を記載。</p>	

	環境調査等については専門家や地域住民、市民団体の意見を聴いて実施すべき。	必要に応じ各分野の専門家や地域住民からの意見について環境調査結果への記載を求める旨を「基本的考え方」3(3)に記載。	
	普通地域においても環境調査の実施等特別地域に準じた指針が必要。	普通地域においても特別地域と同様の観点からの審査が必要であるため、その必要に応じ環境調査の実施を求める。	
自然景観	施設が巨大であり自然景観に調和する規模ではない。自然景観への支障が大きすぎる。	特に大規模な風力発電施設については、それ自体が風景の主対象となり、国立・国定公園内においては保全すべき自然景観を一変させ、著しい影響を与える可能性がある。また、景観評価は人間の心的現象であるとされているが、人は一般に共通した視知覚特性等を通じて景観を把握し、評価することから、適切な手法を適用することにより分析・評価が可能。	
	風車は風景との親和性が高い。		
	景観評価は主観的である。		
	現在の景観を保持するだけでなく新しい景観を作っていくことも必要。	国立・国定公園は自然風景を保護するために指定された地域であり、公園毎に策定される公園計画等により示された保護対象としての自然景観の保持を基本とし、これらの保全対象を充分認識し、資質の低下を招かないことが重要。	
	景観への影響はレイアウトの工夫で充分軽減可能。	レイアウトの工夫により一定の支障の軽減は期待されるものの、国立・国定公園においては、保全・眺望の対象に著しい影響を及ぼすことのないよう、まず、保全対象となる地域からの立地の回避、重要な展望地点から遠ざける等の観点からの各種保全措置が必要である旨「基本的考え方」3(3)及び3(4)に記載。	
生物多様性	動植物への影響が懸念されるが、特に風の通り道が渡り鳥等鳥類にとっても重要な地点であることを認識すべき。	わが国においては鳥類の風車への衝突死など野生動物への影響に関する知見が充分蓄積されていないが、鳥類への影響の可能性については海外での報告事例があり、わが国においても適切な事前の環境調査及び保全措置が必要である旨を「基本的考え方」3(3)に記載。 なお、工作物の設置による生物多様性への影響については風力発電施設に限られるものではないため、他の工作物についても同様に必要に応じた適切な事前の環境調査と保全措置が必要と認識。	
	バードストライクについては風車に限られるものではない。		
	鳥類への影響は未解明。		
	コウモリ類への影響について海外で報告あり。特に、ライトアップにより誘引される可能性もある。		
審査基準のあり方及び内容	全般的考え方	一律の基準を設けるのではなく、地域住民や自治体の意見をもとに個別の判断が必要。	今回の検討においては、わが国を代表する自然の風景地であり、国民の共通資産としての国立公園等の保護という全国的観点から、ナショナルミニマムとしての基準・審査の考え方を設定するもの。実際には、具体的な案件ごとに、その行為が当該地の風致景観に与える影響の程度について、個別に審査を行う。
	地域性等の考慮	地域性を考慮し、2特・3特・普通地域では緩和が必要。 すべての国立・国定公園が優れた風景地であるとは言えず、柔軟な対応が必要。 既に人工構造物が存在し風景が改変されている場所では風景への影響が小さいため柔軟な対応が必要。	公園区域内においては、当該地域の地域性を踏まえて決定されている公園計画上の地域地種区分に応じた審査基準を設定。また、特別保護地区等の公園の核心的地域を除く地域においては、立地の必然性など公益性が高く認められる場合や、地域の自然的・社会的条件から判断して必要と認められる場合において、風致景観への影響に対して充分な支障軽減措置が講じられた場合に許容しうる旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	数値基準	一律の数値基準の有益性については疑問。	審査基準の明確化を図る観点から数値基準の検討は有用であると考えられるが、硬直的運用による弊害を懸念する指摘を踏まえ、審査基準として一律の数値化は行わないものの、風致景観への支障を回避するための指針、支障の程度を評価するための目安として示す旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	審査の手続き	総ての案件について専門家や市民	事前調査においては、必要に応じて専門家や地域の関係

		団体の意見を聴き審査内容に反映させるべき。	者の意見を聴取し調査結果に記載させることを求める旨を3(4)に記載。なお、自然公園法の審査については法の趣旨に基づき全国的、広域的観点から環境大臣、あるいは都道府県知事が行うものであり、専門家や市民団体の意見については審査にあたっての関連情報として取り扱うもの。
		国立・都道府県立自然公園における判断は知事の裁量にゆだねるべき。	国立公園については都道府県知事が許可等に係る権限を有している。なお、高さ50メートル又は容積が3万m ³ を超える工作物や国際条約に基づき保護を図ることとされている指定区域内の一定の行為などについてのみ、許可にあたって環境大臣との協議を要することとなっている。また、都道府県立自然公園に係る事務については総てが都道府県知事の権限となっている。
	解釈の明確化	「主要な展望地」や「植生の復元が困難な地域」や「野生動植物の重要な生息・生育地等」の具体的内容について明確化すべき。	審査基準に示すべき事項に含まれる「主要な展望地」については、現行の審査基準の細部解釈として、「利用者の展望の用に供するための園地、広場、展望施設のほか、公園事業たる道路のうち利用者の展望の用にも供せられている区間」と定義されており、具体的には対象となる地域の保護と利用の状況等を踏まえて特定される。また、同様に「植生の復元が困難な地域等」の定義についても細部解釈として示されており、学術調査の結果等により自然的価値の高さについて認識されていることが必要としており、具体的には、当該地域における現況等を踏まえて決定される。
その他	公園区域外における取扱い	<p>国立・国立公園区域外においても禁止することが適当。</p> <p>区域外における設置基準を策定すべき。</p> <p>鳥類への影響は国立・国立公園区域外においても検討されるべき。</p>	本「基本的考え方」は、国立・国立公園の意義、現状を踏まえ、国立・国立公園内における取扱い方針及び審査基準のあり方について取りまとめたものであり、公園区域外における取扱いについては今回の検討の対象ではない。しかしながら、公園の内外を問わず、風力発電施設が環境に及ぼす影響、さらに、野生生物の生息・生育状況や生態の解明など、関連する調査研究、情報収集・共有に取り組むことが重要と認識。その成果を、国立・国立公園の内外を問わず、個々の風力発電施設の環境影響評価をはじめ、関係施策の立案、実施に活用していくべき旨を「基本的考え方」3(3)及び4(1)に記載。
	公園利用への影響	エアースポーツ等公園利用に障害となる。	風力発電施設の設置による公園利用上の支障が生じることのないよう、事業者により適切な措置が講じられることが必要である旨を「基本的考え方」3(4)に記載。
	情報の収集・提供	既存の風力発電事例からの情報の蓄積、提供及びモニタリングが必要。	「基本的考え方」4(1)において必要性を記載。
	技術開発の推進	自然との調和のとれた開発技術に対する支援が必要。	自然景観や生物多様性への影響が少ない風力発電の導入が促進されるための技術開発の促進が望まれる旨を「基本的考え方」4(2)に記載。